

コージーガーデン自治会規約

2017年4月2日

コージーガーデン自治会

コージーガーデン自治会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、会員相互および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や、防災などに努め、または行政との協議・協力を進めつつ住民のための街づくりを行う事を目的とし、次の活動を行う

- 住民相互の連絡・交流・親睦に関する事
- 防災、防犯および交通公害に関する事
- 人権意識の普及、高揚に関する事
- 美化・清掃、環境整備に関する事
- 文化の向上および体育振興に関する事
- 社会福祉および健康増進に関する事
- 施設等の維持管理と利用増進に関する事
- 行政および各種団体との連絡調整に関する事
- その他、会の目的達成に必要な事業

(名称)

第2条 この会は、コージーガーデン自治会と称する

(区域)

第3条 会の区域は、草津市迫分南二丁目の区域とする

(事務所)

第4条 事務所は自治会館内に置く

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会の会員の資格は、次の通りとする
第3条に定める区域に住所を有する者（正会員）

(会費)

第6条 会員は別に定める会費を納めなければならない

(入会)

第7条 会の資格を有する者は、規約に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。また会は、入会申込みが有った場合には正当な理由なくこれを拒んではならない

(退会等)

第8条 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合は、退会届を会長に提出する

第3章 役員

(役員の種類別)

第9条 会に、次の役員を置く（計18名）

- 会長 1名
- 副会長兼ふれあい推進 1名
- 会計 1名
- 交通防犯委員 1名
- 防災環境兼環境美化委員 1名
- 社会福祉委員 1名
- 青少年育成委員 1名
- 体育振興委員 1名
- 広報兼人権教育委員 1名
- 1班班長 1名
- 2班班長 1名
- 3班班長 1名
- 4班班長 1名
- 自治会館管理担当 1名
- 自治会総務担当 1名
- 役員会事務局担当 1名
- 監事* 2名

*監事職は前年度三役から2名を選出する。役員会等の役員活動への参加は行わない
(役員を選出)

第10条 役員は会員の中から選出し、総会において承認によって決定する。

監事は、会長、副会長兼ふれあい推進およびその他の役員と兼ねることはできない

(役員の仕事)

第11条

1. 会長は、会を代表し、会務を統括する
2. 副会長兼ふれあい推進（以下「副会長」と記載）とは、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する
3. 会計は、会長の指示を受け、出納業務を処理し、会計に必要な書類を管理する
4. 監事は、次の業務を行う
 - 会の会計及び資産の状況を監査する
 - 会長、副会長およびその他の役員の業務執行状況を監査する
 - 会計および資産の状況または業務執行について不正の事実を発

見したときには、これを総会にて報告する

- 前号の報告をするため、必要があると認めるときは、総会の招集を請求する

5. 各委員は、それぞれの職務の運営に当たる
6. 班長は、班を代表して会務に協力する
7. 各自治会担当は、それぞれの職務の運営に当たる

(役員の任期、及び責務)

第12条 役員の任期は1年とする。

役員は任期終了後においても、後任者が任務を円滑に進められるようになるまでは、その職務をサポートしなければならない

(役員の再任、及び免除)

第13条 役員任期終了後4年間は、役員候補対象から除外する

民生委員、児童委員及びその他市又はまちづくり協議会から委託されている委員の任期中は、役員候補対象から除外する

役員候補対象外期間においても、会長、副会長及び会計の3役については立候補することができる。

会長のみ本人の了解なしに再任は行わないものとする。

第4章 総会

(総会)

第13条 会の総会は、通常総会および臨時総会の二種とする

(総会の構成)

第14条 本会は、正会員をもって構成する

(総会の機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、会の運営に関する重要な事項を議決する

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1カ月以内に開催する

臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する

1. 会長が必要と認めたとき
2. 全会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
3. 監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する

会長は、前条の規定による請求があったときは、その請求のあった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

総会を招集するときは、会議の目的たる事項およびその内容ならびに日

時および場所を示して、開催の日の14日前までに文書をもって通知しなければならない

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席（委任状含む）がなければ、開催することができない

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する

(総会の書面表決等)

- 第22条
1. 止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる
 2. 前項の場合における第19条および第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない

- 日時および場所
- 会員の現在数および出席者数（書面表決者および表決委任者含む）
- 開催目的、議事事項および議決事項
- 議事の経過の概要およびその結果
- 議事録署名人の選出に関する事項

また、議事録には、議長およびその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名・押印をしなければならない

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する

(役員会の機能)

第25条 役員会は、次の事項を議決する

- 総会に付議すべき事項
- 総会の議決した事項の執行に関する事項
- その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

- 第26条 1. 役員会は会長が必要と認めるときに招集する
2. 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および議事事項を記載した書面をもって、少なくとも14日前までに通知しなければならない

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条および第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする

第6章 資産および会計

(資産の構成)

第29条 会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- 別に定める財産目録記載の資産
- 会費
- 活動に伴う収入
- 資産から生ずる利息
- その他の収入

(資産の管理)

第30条 会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める

(経費の支弁)

第31条 会の経費は、資産をもって支弁する

(事業計画および予算)

- 第32条 1. 会の事業計画および予算は、会長が作成し、毎会計年度開始時に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合もまた同様とする
2. 前項の規定に関わらず、年度開始時に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる

(事業報告および決算)

第33条 会の事業報告および決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後1カ月以内に総会の承認を受けなければならない

(会計年度)

第34条 会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる

第7章 規約の変更

(規約の変更)

第35条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することはできない

第8章 雑則

(備付け帳簿および書類)

第36条 会の事務所には、規約、会員名簿、総会および役員会の議事録、収支に関する帳簿その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない

(自治会館)

第37条 自治会館の管理運営については、別に自治会館管理運営規定で定める。
また、自治会員の住居の売買等により、転出、転入があった場合、自治会館建設費については、転出時の返却、転入時の請求は行わないものとする

(会員台帳作成)

第38条 会員台帳の作成等については、別に会員台帳管理規定で定める

付則 この会則は、2009年4月18日から施行する
この会則は、2010年12月12日より改正施行する
この会則は、2014年4月5日より改正施行する
この会則は、2015年4月4日より改正施行する
この会則は、2015年11月29日より改正施行する
この会則は、2017年4月2日より改正施行する

コージーガーデン防災会規約

2017年4月2日

コージーガーデン自治会

コージーガーデン防災会規約

(名称)

第1条 この会は、コージーガーデン防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、自治会住民がお互いに助け合い、自主的な防災活動を行うことで地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防火・防災に関する知識の普及と啓発に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防火・防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集、伝達並びに出火防止、初期消火・救出、救護、給食及び給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) 他組織との連携に関すること。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第4条 本会は、コージーガーデン自治会会員の世帯を持って構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長兼ふれあい推進委員 | 1人 |
| (3) 防災環境兼環境美化委員 | 1人 |
| (4) 自治会総務担当 | 1人 |
| (5) 班長 | 4人 |

2 役員は、会員の互選による。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任をすることができる。

(役員 の 責務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。

2 副会長兼ふれあい推進（以下「副会長」という。）及び自治会総務担当は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、拡販活動の指揮監督を行う。

- 3 防災環境兼環境美化委員（以下「防災環境委員」という。）は、副会長、自治会総務担当とともに会長を補佐し、各班の活動を統括し、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる。
- 4 班長は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたるほか、班活動の指示を行う。
- 5 その他役員は、班長を補佐し、班長に事故あるときは、その職務を行う。

（会議）

第7条 本会に総会及び幹事会を置く。

（総会）

第8条 総会は、自治会の総会構成員をもって構成する。

- 2 総会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 4 総会は次の事項を審議する。
 - （1）規約の改正に関すること。
 - （2）事業計画に関すること。
 - （3）防災計画の作成及び改正に関すること。
 - （4）その他、総会が特に必要と認めたこと。
- 5 総会は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

（幹事会）

第9条 幹事会は、会長、副会長、防災環境委員、自治会総務担当及び班長をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議する。
 - （1）総会に提出すべきこと。
 - （2）総会で委任されたこと。
 - （3）その他幹事会が特に必要と認めたこと。

（防災計画）

第10条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成し、次の事項について定める。

- （1）地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- （2）防災知識の普及に関すること。
- （3）災害危険の把握に関すること。
- （4）地震等の災害発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、出火防止、初期消火、救出、救護、給食、給水、災害弱者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に

関すること。

(5) 防災訓練の実施に関すること。

(6) その他必要なこと。

(経費)

第11条 本会の運営に必要な経費は、自治会の予算に定める。

(雑則)

第12条 この規約に定めない事項で、本会の運営に必要な事項は、会長が幹事会に諮り定める。

付則

この規約は、平成21年6月1日から施行する。

この規約は、平成27年11月29日から施行する。

この規約は、平成29年4月2日から施行する。

コージーガーデン自治会館管理運営規程

2017年4月2日

コージーガーデン自治会

コージーガーデン自治会館管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、コージーガーデン自治会館（以下「会館」という）の管理運営に関して必要な事項を定める

(名称および場所)

第2条 会館の名称および場所

1. 名称：コージーガーデン自治会館
2. 場所：草津市追分南二丁目14番12号

(使用目的)

第3条 自治会会員の親睦の促進と教育・文化の高揚および社会福祉の増進を図り、地域社会の発展に寄与することを目的とする

(管理運営委員会の設置)

第4条 会館の管理運営に関して管理運営委員会を設ける

1. 委員会はコージーガーデン自治会役員で構成し、会館の管理運営を行う
2. 委員長（1名）は自治会長とし、管理運営責任者となる
3. 副委員長（1名）は自治会館管理担当とし、会館の使用申込みの受付及び鍵の保管を行う

(防火管理)

第5条 会館には防火管理者を決める

1. 防火管理者は、管理運営委員会の委員長とする

(保険の加入)

第6条 会館には万一の場合に備えて、火災保険に加入しなければならない

(管理日誌の作成)

第7条 管理運営委員会は会館の管理並びに使用状況を明確に把握するため管理日誌を用意しなければならない

(使用手続き)

第8条 会館の使用申込みは1週間前までに副委員長に使用許可申請を行わなければならない

(但し、管理運営委員会で緊急と認める場合を除く)

1. 管理運営委員会は使用許可にあたって条件を付けて許可することができる
2. 副委員長に使用予約を入れる（副委員長不在の場合は委員長）
3. 使用時に鍵と管理日誌を受け取る
(副委員長不在の場合は委員長)
4. 使用後は鍵と管理日誌を返却する
(副委員長不在の場合は委員長)

(使用者の責任)

第9条 使用者の責任に帰すべき原因によって、建物、備品などを破損した時は、その損害を賠償しなければならない。また会館において使用者の所持または保管する金品などが盗難、損傷、焼失などにより損害が生じても自治会はその責任を負わない

(使用者の心得)

第10条 会館使用者は、次に定める会館使用心得を守らなければならない

1. 会館使用後は清掃を行い、常に整理整頓に努めること
2. 特に、火気に注意し事故防止に努めること
3. 危険物は絶対に会館に持ち込まないこと
4. 使用許可を受けた目的以外に使用または使用の権利を又貸ししないこと
5. 使用時間を必ず厳守すること
6. 近隣の居住者に迷惑がかかる行為はしないこと
(騒音・迷惑駐車等)

(使用時間)

第11条 使用時間については、次の通りとする

1. 「午前」 9時～13時
2. 「午後」 13時～17時
3. 「夜間」 17時～21時

(使用料)

第12条 自治会会員の使用料は原則無料としその他の使用料は次に定める *使用料は鍵を受け取る時に支払うこと

1. 主催者が自治会会員で会費程度を戴いて教室（生花・料理等）として使用する時
会館使用料 500円/回
(午前・午後・夜間を各々1回とする)
2. 他町内より使用許可申請のあったもの
*原則として他町内には貸さない
会館使用料 2,000円/回
(午前・午後・夜間を各々1回とする)
3. 自治会会員が葬儀会場（通夜・告別式）として使用する時
会館使用料 10,000円
4. 自治会会員が親族控室、導師控室として使用する場合
会館使用料 無料

(使用許可の制限)

第13条 管理運営委員会は、次の各号に該当するものは会館の使用を許可しない

1. 個人での使用と認めたとき

2. 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認めたとき
3. 建物、備品などを破損する恐れがあると認めたとき
4. 管理運営上支障があると認めたとき
5. 明らかに営利（そろばん・学習塾などほぼ毎日使用）を目的として使用する時
6. その他、管理運営委員会が適当でないと認めたとき

（会館の維持管理）

第14条 会館の維持管理費は、自治会費および会館使用料、その他の収入をもって充てる

第15条 会館の維持管理を行うため下記の通り清掃基準を定める

1. 清掃は自治会会員の輪番制によるものとする
2. 清掃日については、副委員長が調整を行う
3. 副委員長により、鍵と清掃管理日誌を受け取り、終了後速やかに副委員長に返却する
4. 清掃自に不具合が発見された時は、速やかに副委員長に報告するものとする

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、自治会会員の3分の2以上をもって議決する

（その他）

第17条 この規程に定めるもののほか、管理運営に関し必要な事項は管理運営委員会で協議の上定める

（規程の施行）

第18条 この規程は平成22年（2009年）12月12日から施行する

この規程は平成27年（2015年）11月29日から施行する

この規定は平成29年（2017年）4月2日から施行する

コージーガーデン自治会会則集

改訂履歴

対象	施行日	修正内容	作成者
自治会規約	2009年4月18日	初版	畑中
防災会規約	2009年6月1日	初版	畑中
自治会規約	2010年12月12日	第37条及び第38条新規追加	志村
自治会館管理運営規程	2010年12月12日	初版	志村
会員台帳管理規定	2010年12月12日	初版	志村
自治会規約	2014年4月5日	第9条変更による全体修正、第12条変更	大村
会員台帳管理規定	2014年4月5日	第2条の変更	大村
自治会規約	2015年4月4日	第9条変更による全体修正	中村
自治会規約	2015年11月29日	第12条変更、第13条新規追加	藤原
防災会規約	2015年11月29日	第5条変更による全体修正	藤原
自治会館管理運営規程	2015年11月29日	第4条の変更	藤原
自治会規約	2017年4月2日	第9条の変更	小林
防災会規約	2017年4月2日	第5条の変更	小林
自治会館管理運営規程	2017年4月2日	第15条の変更	小林

